

議案第九十六号

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
(港区立認定こども園条例の一部改正)

第一条 港区立認定こども園条例(平成二十七年港区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,900	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,900	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	13,900	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	16,900	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	20,900	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,400	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,900	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,400	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,400	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	32,400	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	34,900	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	37,900	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	42,400	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	45,400	0

D	15	税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	48,400	0
	16		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	50,900	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	53,400	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	56,400	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	59,400	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	62,400	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	65,400	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	68,400	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	71,400	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	74,400	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	77,400	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	80,400	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	82,400	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	84,400	0
	29		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	86,400	0
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	88,400	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による支援給付を受けている者の属 する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割の みの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円未満である世帯	2,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円以上50,000円未満である世 帯	2,800	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が50,000円以上97,000円未満である 世帯	6,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が97,000円以上120,000円未満である 世帯	11,600	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が120,000円以上140,000円未満であ る世帯	13,600	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が140,000円以上160,000円未満であ る世帯	16,600	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が160,000円以上180,000円未満であ る世帯	20,500	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が180,000円以上200,000円未満であ る世帯	23,000	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が200,000円以上220,000円未満であ る世帯	25,400	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が220,000円以上240,000円未満であ る世帯	27,900	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が240,000円以上260,000円未満であ る世帯	29,800	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が260,000円以上280,000円未満であ る世帯	31,800	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が280,000円以上300,000円未満であ る世帯	34,300	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が300,000円以上320,000円未満であ る世帯	37,200	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が320,000円以上340,000円未満であ る世帯	41,600	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が340,000円以上360,000円未満であ る世帯	44,600	0
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が360,000円以上380,000円未満であ る世帯	47,500	0

D	16	帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	50,000	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	52,400	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	55,400	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	58,300	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	61,300	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	64,200	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	67,200	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	70,100	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	73,100	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	76,000	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	79,000	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	80,900	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	82,900	0
	29		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	84,900	0
30		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	86,800	0	

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第三中「D27階層」を「D30階層」に改める。

別表第四中「D7階層」を「D6階層」に、「D8階層からD27階層まで」を「D7階層からD30階層まで」に改める。

（港区保育の実施に関する条例の一部改正）

第二条 港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,900	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,900	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	13,900	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	16,900	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	20,900	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,400	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,900	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,400	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,400	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	32,400	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	34,900	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	37,900	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	42,400	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	45,400	0

D	15	税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	48,400	0
	16		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	50,900	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	53,400	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	56,400	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	59,400	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	62,400	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	65,400	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	68,400	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	71,400	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	74,400	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	77,400	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	80,400	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	82,400	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	84,400	0
	29		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	86,400	0
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	88,400	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による支援給付を受けている者の属 する世帯	0 円	0 円	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割の みの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円未満である世帯	2,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円以上50,000円未満である世 帯	2,800	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が50,000円以上97,000円未満である 世帯	6,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が97,000円以上120,000円未満である 世帯	11,600	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が120,000円以上140,000円未満であ る世帯	13,600	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が140,000円以上160,000円未満であ る世帯	16,600	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が160,000円以上180,000円未満であ る世帯	20,500	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が180,000円以上200,000円未満であ る世帯	23,000	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が200,000円以上220,000円未満であ る世帯	25,400	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が220,000円以上240,000円未満であ る世帯	27,900	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が240,000円以上260,000円未満であ る世帯	29,800	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が260,000円以上280,000円未満であ る世帯	31,800	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が280,000円以上300,000円未満であ る世帯	34,300	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が300,000円以上320,000円未満であ る世帯	37,200	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が320,000円以上340,000円未満であ る世帯	41,600	0
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が340,000円以上360,000円未満であ る世帯	44,600	0	
15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が360,000円以上380,000円未満であ る世帯	47,500	0	

A階層を
除き当
年度分
の区市
町村民
税が課
税とな
る世

D	16	帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	50,000	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	52,400	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	55,400	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	58,300	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	61,300	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	64,200	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	67,200	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	70,100	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	73,100	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	76,000	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	79,000	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	80,900	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	82,900	0
	29		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	84,900	0
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	86,800	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第三中「D27階層」を「D30階層」に改める。

別表第四中「D7階層」を「D6階層」に、「D8階層からD27階層まで」を「D7階層からD30階層まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例（以下この項において「改正後の条例」という。）別表第一から別表第四までの規定は、令和三年四月分以後の基本保育料（改正後の条例第六条第三項に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。）基本保育に係る給食費（改正後の条例第六条第四項に規定する基本保育に係る給食費をいう。以下この項において同じ。）及び延長保育料（改正後の条例第七条第四項に規定する延長保育料をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同年三月分までの基本保育料、基本保育に係る給食費及び延長保育料については、なお従前の例による。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）別表第一から別表第四までの規定は、令和三年四月分以後の基本保育料

（改正後の条例第三条に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。）
（改正後の条例第三条の二に規定する給食費をいう。以下この項において同じ。）
及び延長保育料（改正後の条例第四条の三第四項に規定する延長保育料をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同年三月分までの基本保育料、給食費及び延長保育料については、なお従前の例による。

（説明）

保育料を改めるため、本案を提出いたします。